

## 【ポリオ根絶へのあゆみ】

当初の目標であった西暦 2000 年のポリオ根絶達成には大きく遅れをとってしまったが、II 型野生株ウイルスは 1999 年、III 型野生株ウイルスは 2012 年 11 月を最後に分離されていない。また、一大流行地であったインドでも、2011 年 1 月以降は野生株ポリオウイルスによる麻痺患者は出現していない。待ち望まれる目標達成に向けて歩みを進める中で、2014 年は初頭から国境を越えたポリオの拡大が報告され、WHO は 5 月 5 日に緊急声明を発表し、各国に予防接種の徹底など警戒を呼びかけた。

## 【野生株ポリオウイルスの国際的拡大に関する国際保健規則 (International Health Regulation, IHR) 緊急委員会会議での WHO 声明】

2014 年 4 月 28 日と 29 日に、国際保健規則に則り緊急委員会が召集された。ポリオ患者の発生あるいは野生株ポリオウイルス伝播が確認されているアフガニスタン、カメルーン、赤道ギニア、エチオピア、イスラエル、ナイジェリア、パキスタン、ソマリア、シリアの代表者が参加した。WHO からはポリオ根絶活動の最近の進捗状況ならびに 2014 年 4 月 26 日時点での野生株ポリオウイルスの世界的感染拡大についての報告があり、上記の参加国からはそれぞれの国における現状について発表があった。現状での情報に基づいて協議した結果、委員会は、2014 年におけるポリオの増加は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of International Concern, PHEIC)」であると宣言、国際的に連携して対応することが不可欠であると勧告した。2012-2013 年の非流行期 (1 月～4 月) には国境を越えたポリオの感染がほとんど終焉しつつあったのに対して、現在の状況は全く逆である。このままでは、ポリオ根絶運動が失敗に終わる可能性もある、としている。

2014 年は既に、中央アジア (パキスタンからアフガニスタン)、中東 (シリアからイラク)、中央アフリカ (カメルーンから赤道ギニア) で、野生株ポリオウイルスの感染が拡大している。流行時期である 5 月・6 月にさらなる感染拡大を防ぐためには、一つの国や地域のみでの対応では効果が薄く、国際的に連携して対応することが必須である。内紛などにより定期的な予防接種が継続できない国では、再流行のリスクが高く、効果的な対策は非常に困難である。国を超えての感染は多くが国境地帯で発生するため、WHO は今後も引き続き、感染防止のための地域の取り組みをサポートしていくべき、としている。

ポリオウイルス感染者がいる国では、直ちに感染を国境の内側で食い止めることが最優先事項であり、経口生ポリオワクチン (OPV) の追加接種キャンペーン、サーベイランス、定期予防接種などをはじめ、あらゆる手段を、いたる所で講じる必要がある。委員会は、現在感染が確認されている 10 か国のリスクレベルに応じて、表に示すような対応策を提示した。

## 野生株ポリオウイルスを現在国外へ伝播している国

パキスタン、カメルーン、シリアは、2014 年さらに野生株ポリオウイルスを国外へ伝播するリスクが高い。これらの国には以下の措置が講じられるべきである。

- もしまだ行われていなら、国又は政府のトップレベルが公式に、ポリオウイルス伝播の阻止は国の公衆衛生上の緊急事態である、と宣言すべきである。
- すべての住民と長期滞在者 (4 週間以上) に対して、国際渡航の 4 週間から 12 か月前までに 1 回の経口生ポリオワクチン (OPV) 又は不活化ポリオワクチン (IPV) を確実に接種することを義務づける。
- OPV や IPV 接種を出発の 4 週間から 12 か月前までに受けていない至急 (4 週間以内) の渡航者は、出発までに少なくとも 1 回のポリオワクチン接種を確実に受けることを義務づける。特に頻繁に渡航する人では役に立つ。
- そのような渡航者には、国際保健規則 (IHR) で規定された国際接種・予防証明書が、ポリオワクチンの接種記録としてまた接種の証明書として確実に発行されるべきである。
- 上記の措置は、次の条件を満たすまで継続する。
  - (i) 新しい国外への伝播が、少なくとも 6 か月認められない。
  - (ii) 全ての感染地域および感染危険性の高い地域におけるポリオ排除活動の詳細な文書記録がある。それら証拠文書が提出できない場合は、新しい国外への伝播が少なくとも 12 か月間認められない状況を維持するまで対応を継続する。

## 野生株ポリオウイルスの伝播があるが、現在は国外へ伝播していない国

アフガニスタン、赤道ギニア、エチオピア、イラク、イスラエル、ソマリア、特にナイジェリアでは野生株ポリオウイルスの国際的拡大が認められたが、2014 年に新たに野生株ポリオウイルスを国外へ伝播するリスクがある。これらの国には以下の措置が講じられるべきである。

- もしまだ行われていなら、国又は政府のトップレベルが公式に、ポリオウイルス伝播の阻止は国の公衆衛生上の緊急事態である、と宣言すべきである。
- すべての住民と長期滞在者 (4 週間以上) に対して、国際渡航の 4 週間から 12 か月前までに 1 回の経口生ポリオワクチン (OPV) 又は不活化ポリオワクチン (IPV) の接種を受けることを推奨すべきである。
- そのような渡航者には、ポリオワクチン接種状況の記録を適切な文書で確実に所有させるべきである。
- 上記の措置は、次の条件を満たすまで継続する。
  - (i) 国内のいかなる検体からも野生株ポリオウイルスが少なくとも 6 か月間検出されない。
  - (ii) 全ての感染地域および感染危険性の高い地域におけるポリオ排除活動の詳細な文書記録がある。それら証拠文書が提出できない場合は、新たな野生株ポリオウイルスの伝播が少なくとも 12 か月間認められない状況を維持するまで対応を継続する。

**【参考資料】**

1. World Health Organization Media Centre : WHO statement on the meeting of the International Health Regulations Emergency Committee concerning the international spread of wild poliovirus. 5 May, 2014 .

<http://www.who.int/mediacentre/news/statements/2014/polio-20140505/en/>

2. 厚生労働省検疫所：野生型ポリオの国際的拡大に関する国際保健規則（IHR）緊急委員会会議でのWHO声明. 2014年5月7日.

<http://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2014/05071419.html>